

岩井コスモホールディングス株式会社

第80回

定時株主総会 招集ご通知

🕒 日時：2019年6月25日（火曜日）
午前9時 受付開始 午前10時 開会

🏢 場所：大阪府中央区今橋一丁目8番12号
当社3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

目次

定時株主総会招集ご通知	2
インターネットによる議決権行使方法	5
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	20
3. 会社の新株予約権等に関する事項	20
4. 会社役員に関する事項	21
5. 会計監査人の状況	25
6. 剰余金の配当の決定に関する方針	26
連結計算書類	
連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	29
計算書類	
貸借対照表	30
損益計算書	31
会計監査人の監査報告書 謄本	32
監査役会の監査報告書 謄本	33
株主総会会場 ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

(証券コード 8707)

2019年6月7日

大阪市中央区今橋一丁目8番12号

岩井コスモホールディングス株式会社

代表取締役会長 CEO 沖 津 嘉 昭

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2019年6月24日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区今橋一丁目8番12号
当社3階会議室
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第80期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）^{ウェブ行使}において、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

※詳しくは5ページに記載の「インターネットによる議決権行使方法」をご参照ください。

(3) 書面とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネット等による複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

(4) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

(5) 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

(6) インターネット開示に関する事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iwaicosmo-hd.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・事業報告「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には上記の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」が含まれております。

また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告には前ページの「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」が含まれております。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載に修正が生じた場合には、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iwaicosmo-hd.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトの本株主総会の決議内容等を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使方法



行使期間

2019年6月24日(月曜日)午後5時まで
パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙(右下部)に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、ウェブサイトの案内にしたがって議案に対する賛否をご登録ください。



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)

- 注) 1. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料は株主様のご負担になります。
2. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行(株) 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

… ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! …

では、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただきます。

利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
持っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止

「次にすすむ」をクリックしてください。



② ログインする

… ログイン …

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

同封の議決権行使書用紙(右下部)に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、社外取締役及び社外有識者を過半数の委員とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<p>候補者番号</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</div> <p>おきつ よしあき 沖津 嘉昭 (1941年1月23日生)</p> <p>所有する当社の株式数 312,590株</p> <p>取締役候補者とした理由 沖津嘉昭氏は、代表取締役として当社を牽引し、当社グループ全体の企業価値向上に貢献しております。また、豊富な経営経験と高い見識及び判断力を有しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1984年 8 月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社) 入社</p> <p>1990年 6 月 当社取締役就任</p> <p>1991年 6 月 当社常務取締役就任</p> <p>1993年 6 月 当社専務取締役就任 業務本部長兼東京本部長</p> <p>1995年 6 月 当社代表取締役社長就任</p> <p>2010年 4 月 岩井証券設立準備株式会社代表取締役社長就任 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社) 取締役会長就任</p> <p>2012年 5 月 岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2016年11月 当社代表取締役会長 CEO就任(現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社代表取締役会長 CEO就任(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長 CEO</p>
--	--

<p>候補者番号 2</p> <p>ささかわ たかお 笹川 貴生 (1972年11月23日生)</p> <p>所有する当社の株式数 266,000株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>2004年11月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社) 入社</p> <p>2006年6月 当社取締役就任 業務本部長</p> <p>2010年4月 岩井証券設立準備株式会社取締役就任 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社) 取締役就任 コスモエンタープライズ株式会社(現岩井コスモビジネスサービス株式会社) 取締役就任</p> <p>2012年5月 岩井コスモ証券株式会社取締役 業務本部長兼人事部長兼ディーリング担当</p> <p>2013年6月 同社専務取締役就任 総括兼業務本部長兼人事部長</p> <p>2014年7月 同社常務取締役就任 営業本部長</p> <p>2015年1月 同社専務取締役就任 総括</p> <p>2016年11月 当社代表取締役社長 COO就任(現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長 COO就任(現在に至る)</p> <p>2017年1月 岩井コスモビジネスサービス株式会社代表取締役社長就任(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 代表取締役社長 COO 岩井コスモビジネスサービス株式会社 代表取締役社長</p>
--	---

<p>候補者番号 3</p> <p>まつうら やすひろ 松浦 康弘 (1964年5月18日生)</p> <p>所有する当社の株式数 600株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1988年4月 コスモ証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社) 入社</p> <p>2014年6月 同社取締役就任 近畿ブロック長</p> <p>2014年7月 同社営業本部副本部長</p> <p>2015年1月 同社営業本部長(現在に至る)</p> <p>2016年6月 同社常務取締役就任(現在に至る)</p> <p>2017年6月 当社取締役就任(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 常務取締役</p>
--	--

<p>候補者番号</p> <p>さえき てるみち 佐伯 照道 (1942年12月28日生)</p> <p>社外 独立</p> <p>所有する当社の株式数 2,000株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1968年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会)</p> <p>1973年 4 月 八代・佐伯・西垣法律事務所 (現北浜法律事務所・外国法共同事業) 設立、パートナー</p> <p>2002年 4 月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長</p> <p>2006年 6 月 グローリー株式会社取締役就任</p> <p>2009年 6 月 フジテック株式会社社外監査役就任</p> <p>2010年 6 月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社) 社外取締役就任 (現在に至る)</p> <p>2012年 6 月 ワタベウェディング株式会社社外監査役就任 (現在に至る)</p> <p>2013年 7 月 北浜法律事務所・外国法共同事業 ファウンダー・パートナー就任 (現在に至る)</p> <p>2014年 6 月 フジテック株式会社社外取締役就任 (現在に至る)</p> <p>2016年 3 月 東洋ゴム工業株式会社 (現TOYO TIRE株式会社) 社外監査役就任 (現在に至る)</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>北浜法律事務所・外国法共同事業 ファウンダー・パートナー</p> <p>フジテック株式会社 社外取締役</p> <p>ワタベウェディング株式会社 社外監査役</p> <p>TOYO TIRE株式会社 社外監査役</p>
---	--

社外取締役候補者とした理由

佐伯照道氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有し、管財人として多数の会社経営を経験されております。また、2010年から社外取締役として、経営を適切に監督されております。これらのことから、法律面・経営面からの有益な監督及び助言等を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって9年となります。

<p>候補者番号</p> <p>5</p> <p>さや ゆうすけ 更家 悠介 (本名: 更家 史朗) (1951年5月30日生)</p> <p>社 外 独 立</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1976年 1月 サラヤ株式会社入社 取締役工場長就任</p> <p>1998年 2月 同社代表取締役社長就任 (現在に至る)</p> <p>1998年 2月 東京サラヤ株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2012年 2月 同社代表取締役会長就任 (現在に至る)</p> <p>2015年 6月 当社社外取締役就任 (現在に至る)</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>更家悠介氏は、長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、社外取締役として経営を適切に監督されております。これらのことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。</p>	

- (注) 1. 当社は、取締役の指名・報酬等に係る手続きの公正性、客観性及び透明性を確保するため、取締役の諮問機関として社外取締役及び社外有識者を過半数の委員とする「指名・報酬委員会」を設置し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐伯照道氏及び更家悠介氏は、社外取締役候補者であります。当社は佐伯照道氏及び更家悠介氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐伯照道氏及び更家悠介氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条の損害賠償責任を会社法第425条第1項に規定する金額に限定する契約を締結しており、両氏が取締役に選任された場合、同契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 大砂裕幸氏、山田庸男氏の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

<p>候補者番号 1</p> <p>おおすな ひろゆき 大砂 裕幸 (1957年12月30日生)</p> <p>社外 独立</p> <p>所有する当社の株式数 7,000株</p> <p>社外監査役候補者とした理由 大砂裕幸氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び税理士としての専門知識・経験等を当社の監査チェック機能の強化に活かしていただけることを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって18年10ヶ月となります。</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1986年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 笹川綜合法律事務所(現船場中央法律事務所) 入所</p> <p>2000年 6月 船場中央法律事務所所長就任(現在に至る)</p> <p>2000年 8月 当社社外監査役就任(現在に至る)</p> <p>2006年 6月 株式会社サイネックス社外監査役就任</p> <p>2009年 4月 大阪弁護士会副会長就任</p> <p>2015年 7月 ジャパンエステート株式会社社外監査役就任(現在に至る)</p> <p>2018年 5月 日弁連司法制度調査会委員長</p> <p>2019年 5月 大阪弁護士協同組合理事長(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 船場中央法律事務所 所長 ジャパンエステート株式会社 社外監査役</p>
<p>候補者番号 2</p> <p>くわき さえこ 桑木 小恵子 (1964年4月13日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p> <p>社外監査役候補者とした理由 桑木小恵子氏は、税理士として税務及び会計分野における豊富な経験に基づき適切な監査を実施していただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>2007年 6月 税理士登録(近畿税理士会)</p> <p>2008年10月 辻・本郷税理士法人入所</p> <p>2010年 9月 同志社大学嘱託講師就任(現在に至る)</p> <p>2018年 4月 APTJ株式会社執行役員就任(現在に至る)</p> <p>2018年10月 辻・本郷税理士法人執行理事就任(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 辻・本郷税理士法人 執行理事</p>

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2.大砂裕幸氏及び桑木小恵子氏は、社外監査役候補者であります。大砂裕幸氏及び桑木小恵子氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり両氏が選任された場合は、大砂裕幸氏は引き続き、桑木小恵子氏を新たに独立役員とする予定であります。
- 3.当社の子会社である岩井コスモ証券株式会社は、船場中央法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しておりますが、2019年3月期における当該契約に基づく取引額は当該子会社の売上高の1%未満、当該事務所の売上高の1.3%未満です。
- 4.当社は、辻・本郷税理士法人と顧問契約を締結しておりますが、2019年3月期における当該契約に基づく取引額は、当社及び当該税理士法人の売上高のそれぞれ1%未満です。
- 5.当社は、大砂裕幸氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。本総会において大砂裕幸氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、桑木小恵子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役2名の候補者は次のとおりであり、庄司忠正氏は監査役 三谷善啓氏の補欠、秋山謙二郎氏は第2号議案のご承認を条件として社外監査役に選任されます大砂裕幸氏又は桑木小恵子氏の補欠であります。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

<p>候補者番号</p> <p>1</p> <p>しょうじ ただまさ 庄司 忠正 (1962年3月6日生)</p> <p>所有する当社の株式数 20,000株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1984年 4月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社) 入社 2012年 5月 岩井コスモ証券株式会社 財務部長 (現在に至る)</p>
<p>補欠監査役候補者とした理由</p> <p>庄司忠正氏は、財務・会計部門を長年担当し、豊富な経験を有しております。これらのことから、補欠監査役として選任をお願いするものであります。</p>	
<p>候補者番号</p> <p>2</p> <p>あきやま けんじろう 秋山 謙二郎 (1947年1月1日生)</p> <p>社 外</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1993年 4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 辻中・森法律事務所入所 1999年 11月 株式会社整理回収機構 大阪特別回収部 業務担当弁護士就任 2001年 5月 秋山謙二郎法律事務所開設 2006年 11月 秋山謙二郎法律事務所が森薫生法律事務所と合併し、高麗橋中央法律事務所と名称を変更 (現在に至る) 2008年 10月 株式会社整理回収機構大阪特別回収部案件担当弁護士就任</p>
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由</p> <p>秋山謙二郎氏は、弁護士として専門知識と豊富な経験を有しております。これらのことから、法律面からの助言等を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.秋山謙二郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3.秋山謙二郎氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。
4.秋山謙二郎氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。

以 上

事業報告

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、その一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等の海外経済の不確実性から、景気の先行きは、依然として不透明な状況が続きました。

こうした環境のもと、国内株式市場は、期初より上昇し、5月21日の日経平均株価（終値）は、およそ3ヶ月半ぶりに23,000円台を回復しました。その後、9月上旬までは、米中貿易摩擦の動向を睨み、膠着した状態が続いたものの、9月中旬になると、米中両政府が閣僚級協議を再開する可能性が浮上したことや、円安ドル高の進行を好感して上昇し、10月2日の日経平均株価（終値）は24,270円62銭と、およそ27年ぶりの高値となりました。しかし、その後は、米国の金利上昇や中国景気の減速懸念を背景とした世界的な株安傾向から、日経平均株価（終値）も21,000円台前半まで下落しました。11月には、米国の中間選挙の結果を受けて反発する場面も見られましたが、12月に入ると、米中貿易摩擦への警戒感に加え、FRB（米国連邦準備制度理事会）の利上げ姿勢を嫌気して株価は急落し、12月25日の日経平均株価（終値）は、19,155円74銭（期中の安値）となりました。その後、パウエルFRB議長が今後の利上げに慎重な姿勢を示したことや米中貿易協議の進展期待などから、株価は回復基調を辿りましたが、3月には、中国、欧州の景気悪化懸念や英国のEU離脱を巡る協議の難航から様子見姿勢が強まり、3月末の日経平均株価（終値）は21,205円81銭と前期末（21,454円30銭）を1.2%下回る水準で取引を終了しました。



(当社グループの業績)

当社グループの中核事業を担う岩井コスモ証券株式会社は、お客様の資産運用について、海外金融商品をポートフォリオに組み込むことが重要と考え、世界を牽引する米国企業の株式や利回りが魅力のトルコリラ建債券の取り扱いに注力しました。また、投資信託では、中長期の資産運用に向けて、高い成長が期待される「次世代通信関連世界株式戦略ファンド」や「深セン・イノベーション株式ファンド」のほか、過去の金利上昇局面で安定したパフォーマンスを示した「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド」などを中心に販売、及び残高の増大に努めました。その他、顧客サービス並びに生産性の向上を目指し、営業員のタブレット端末に、お客様の資産状況や取引履歴の閲覧機能を装備（2018年5月）したほか、電子署名（同年10月）や地図上に近隣のお客様を表示するマッピング（同年12月）等の機能を順次追加するなど、対面取引のICT（情報通信技術）を活用した営業の推進に取り組みました。また、投資調査部と営業部門の連携プレーにより、外国株式などの取り扱いが増加し、当社グループの営業収益は212億41百万円（対前期比0.7%増加）、純営業収益は209億51百万円（同1.4%増加）となりました。一方、販売費・一般管理費は154億27百万円（同0.3%減少）となり、経常利益は59億24百万円（同8.4%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は41億48百万円（同12.2%減少）と、増収・経常増益を確保しました。

主な収益と費用の概況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

受入手数料は95億86百万円（対前期比12.1%減少）となりました。内訳は以下のとおりであります。

①委託手数料

委託手数料は、国内株式を中心に48億93百万円（対前期比26.3%減少）となりました。

②引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式の手数料は、ソフトバンク株式会社の取り扱いなどにより3億17百万円（対前期比265.2%増加）となりました。一方、債券の手数料は77百万円（同235.0%増加）となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では3億95百万円（同258.8%増加）となりました。

③募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売手数料を中心に21億32百万円（対前期比4.7%増加）となりました。

④その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の信託報酬を中心に21億64百万円（対前期比2.2%増加）となりました。

（トレーディング損益）

株券等トレーディング損益は74億27百万円の利益（対前期比38.8%増加）となりました。一方、債券等トレーディング損益は15億14百万円の利益（同18.1%減少）となり、合計のトレーディング損益は89億15百万円の利益（同24.0%増加）となりました。

（金融収支）

金融収益は、信用取引収益を中心に27億39百万円（対前期比8.3%減少）となりました。一方、金融費用は2億90百万円（同30.7%減少）となり、差し引き金融収支は24億49百万円（同4.7%減少）となりました。

（販売費・一般管理費）

販売費・一般管理費は、事務費が増加する一方、取引関係費や人件費が減少したことにより、154億27百万円（対前期比0.3%減少）となりました。

（営業外損益）

営業外損益は、受取配当金を中心に4億0百万円の利益（対前期比52.5%増加）となりました。

（特別損益）

特別損益は、金融商品取引責任準備金戻入の計上により1百万円の利益となりました（前期は10百万円の損失）。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に行った重要な設備投資は、該当事項がありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に行った重要な資金調達は、該当事項がありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

長寿先進国であるわが国では、昨今、国民生活の将来への備えを目的に、NISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）など、個人の自助努力による資産形成をサポートする仕組みが整備されて参りました。長年の金融業界の課題である「貯蓄から資産形成へ」の資金シフトは、今や社会構造の変化による時代の要請として捉えられ、今後、その流れを加速させていくものと思われれます。

このような状況において、証券事業を中核とする当社グループは、資本市場の担い手として、お客様本位の金融サービスの提供に努めることが、我々の果たすべき責務であると認識しております。とりわけ、投資資金がグローバルに移動するマーケット環境において、国内金融商品に偏重するお客様の資産構成を見直し、海外金融商品をポートフォリオに組み込むことは、投資機会の増大並びにリスク分散の見地から、お客様の資産の保全・増大に資するものと考えております。そのため、営業部門、調査部門、商品部門が三位一体となって、環境変化や時代の潮流に乗った魅力ある金融商品の発掘に努めるとともに、良質な投資情報サービスを提供することが重要であると認識しております。

また、当社グループが、さらなる企業価値の増大を果たすうえにおいて、マーケット環境に左右されない強固な収益基盤を構築することが重要な課題であると捉え、その実現に向け、安定収益の源泉となる投資信託及び信用取引の残高の増大に引き続き取り組んで参ります。

さらに、政府が推進する「働き方改革」の主旨を重んじ、その取り組みに注力いたします。当社グ

ループは、これまで証券営業員が活用するタブレット端末に、テレビ会議システムを装備（2018年10月）するとともに、各営業員に録音機能付きの携帯電話を配備（2019年3月）し、在宅による営業活動を可能とするなど、テレワークに向けたインフラを順次整えて参りました。また、内勤部門においてもRPA (Robotic Process Automation) による定型業務の自動化に取り組んでおります。今後、効率的な業務の遂行並びに生産性の向上を課題として、従業員の教育・研修に注力し、ICT (情報通信技術) やテレワーク等を積極的に活用した先進的な事業の推進に努めて参ります。

2019年度を起点とする新たな中期経営計画（2019年度～2021年度）では、これらの課題を踏まえて策定しておりますが、「平成」から「令和」へと移る時代の転換点を始まりに、当社グループがさらなる飛躍を果たせるよう、役職員一同、当該計画の達成に全力で取り組んで参ります。加えて、お客様本位のサービスの向上に努めるとともに、コンプライアンスにも万全を期し、お客様と深化した信頼関係の構築に努めることにより、持続的な企業成長を目指して参ります。

<第4次中期経営計画骨子（2019年度～2021年度）>

1. マーケット環境に応じた商品の提供
2. 安定収益の拡大
3. 効率化による生産性向上
4. 資本効率を意識した経営
5. 株主還元の強化
6. M&Aやアライアンスの模索
7. SDGsの継続的な取り組みと推進

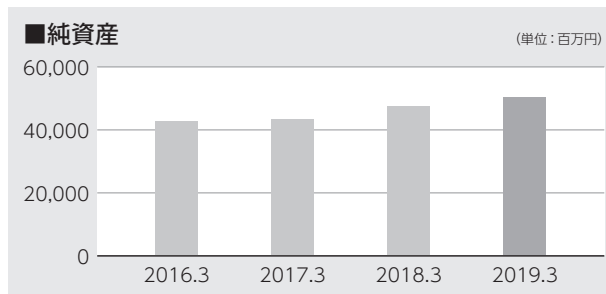
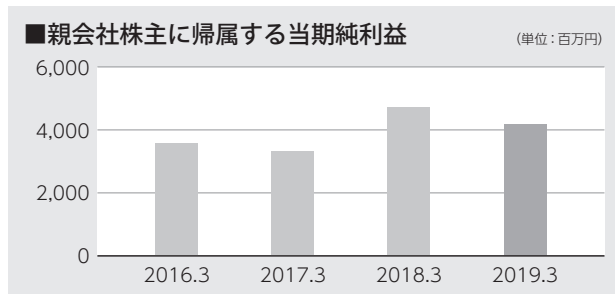
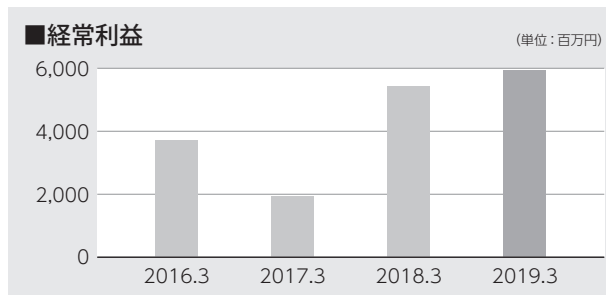
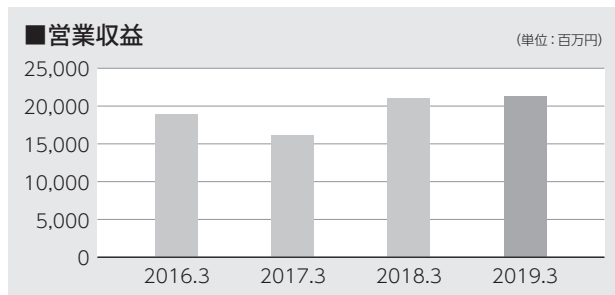
(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 2016年3月期	第78期 2017年3月期	第79期 2018年3月期	第80期 (当連結会計年度) 2019年3月期
営業収益 (百万円)	18,774	16,146	21,089	21,241
(うち受入手数料) (百万円)	(12,324)	(10,542)	(10,909)	(9,586)
純営業収益 (百万円)	18,303	15,750	20,670	20,951
経常利益 (百万円)	3,686	1,921	5,465	5,924
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,497	3,339	4,726	4,148
1株当たり当期純利益 (円)	148.54	142.15	201.21	176.62
純資産 (百万円)	42,441	43,172	47,691	50,048
総資産 (百万円)	168,264	183,657	205,538	178,897
1株当たり純資産額 (円)	1,806.85	1,837.97	2,030.35	2,130.71

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数で計算しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第79期)の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。



(7) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	100	金融商品取引業
岩井コスモビジネスサービス株式会社	60	100	証券事務代行業務他

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	29,488百万円	38,832百万円

(8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社2社にて構成されており、主として、金融商品取引業を中心とした事業活動を営んでおります。

具体的な事業としては、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し等の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する事業、その他関連ビジネスを行い、お客様に対して幅広いサービスを提供しております。

(9) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

①当社の主要な営業所

本 社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号
東京事務所 (東京都)

②子会社の主要な営業所

会社名	店舗数	摘要
岩井コスモ証券株式会社	27	大阪府、東京都他
岩井コスモビジネスサービス株式会社	1	大阪府

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

当企業集団の従業員数	前期末比増減
840名	83名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。
なお、執行役員2名、歩合外務員12名及び臨時従業員等21名は含めておりません。

(11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	1,000

(注) 借入金残高は、全て短期借入金の金額であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

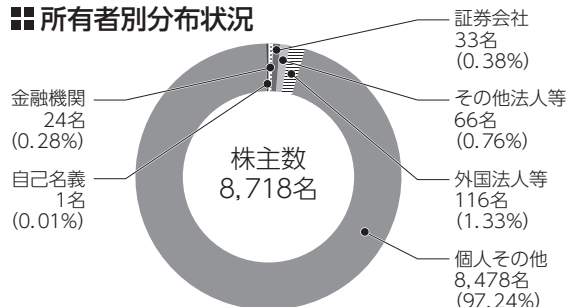
2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,012,800株 (自己株式1,523,687株を含む)
 (3) 株主数 8,718名
 (4) 大株主 (上位10名)

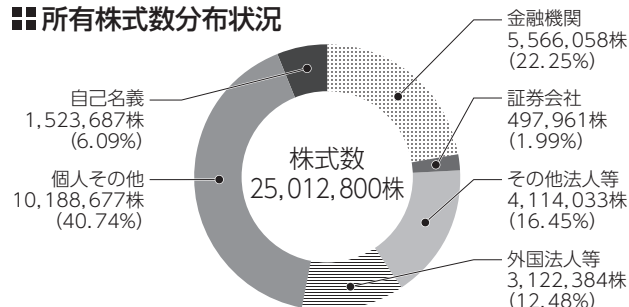
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社りそな銀行	1,008	4.29
トーターエンジニアリング株式会社	1,000	4.26
日本理化工業株式会社	1,000	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	984	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	835	3.56
石橋栄二	750	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	697	2.97
吉田知広	664	2.83
株式会社LIVNEX	500	2.13
吉本興業株式会社	440	1.87

(注) 1. 当社は自己株式を1,523,687株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を四捨五入しております。

■ 所有者別分布状況



■ 所有株式数分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	沖津嘉昭	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長 CEO
代表取締役社長 COO	笹川貴生	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役社長 COO 岩井コスモビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	松浦康弘	岩井コスモ証券株式会社 常務取締役営業本部長
取 締 役	佐伯照道	北浜法律事務所・外国法共同事業 ファウンダー・パートナー フジテック株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 TOYO TIRE株式会社 社外監査役
取 締 役	更家悠介	サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	三谷善啓	岩井コスモ証券株式会社 監査役 岩井コスモビジネスサービス株式会社 監査役
監 査 役	大砂裕幸	船場中央法律事務所 所長 ジャパンエステート株式会社 社外監査役
監 査 役	山田庸男	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 所長 株式会社フジオフードシステム 社外取締役 株式会社SBJ銀行 社外監査役 株式会社アーク 社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐伯照道氏及び取締役 更家悠介氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役 更家悠介氏の戸籍上の氏名は更家史朗であります。
 3. 監査役 大砂裕幸氏及び監査役 山田庸男氏は、社外監査役であります。
 4. 取締役 佐伯照道氏、取締役 更家悠介氏、監査役 大砂裕幸氏及び監査役 山田庸男氏の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 5. 常勤監査役 三谷善啓氏は、岩井コスモ証券株式会社において相当の期間、経理・財務業務の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役 大砂裕幸氏は、弁護士として企業法務、コンプライアンスに関する知見を有し、また税理士資格を保有し、他社の監査役経験等から財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 佐伯照道氏、取締役 更家悠介氏、監査役 大砂裕幸氏及び監査役 山田庸男氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	13百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	24百万円 (19百万円)

(4) 当社グループ全体の取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の種類別の総額		報酬等の額
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	201百万円 (19百万円)	27百万円 (-)	229百万円 (19百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	32百万円 (19百万円)	1百万円 (-)	33百万円 (19百万円)
合計 (うち社外役員)	15名 (8名)	234百万円 (38百万円)	28百万円 (-)	263百万円 (38百万円)

(注) 賞与は、当期の役員賞与としての支給予定額です。

(5) 社外役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該兼職先との関係
取 締 役	佐伯照道	北浜法律事務所	当社と北浜法律事務所、フジテック株式会社、ワタベウェディング株式会社及びTOYO TIRE株式会社との間には重要な関係はありません。
		フジテック株式会社	
		ワタベウェディング株式会社	
		TOYO TIRE株式会社	
取 締 役	更家悠介	サラヤ株式会社	当社とサラヤ株式会社及び東京サラヤ株式会社との間には重要な関係はありません。
		東京サラヤ株式会社	
監 査 役	大砂裕幸	船場中央法律事務所	当社と船場中央法律事務所及びジャパンエステート株式会社との間には重要な関係はありません。
		ジャパンエステート株式会社	
監 査 役	山田庸男	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所	当社と弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所、株式会社フジオフードシステム、株式会社SBJ銀行及び株式会社アークとの間には重要な関係はありません。
		株式会社フジオフードシステム	
		株式会社SBJ銀行	
		株式会社アーク	

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 佐伯照道	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地・他の会社の社外役員としての幅広い知見に基づく発言を適宜行いました。
取締役 更家悠介	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験・見地から、当社の経営全般にわたる発言を適宜行いました。
監査役 大砂裕幸	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地及び税理士・他の会社の社外役員としての知識・経験に基づく発言を適宜行いました。
監査役 山田庸男	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地、他の会社の社外役員としての知識・経験に基づく発言を適宜行いました。

(6) 社外役員の報酬等の総額等

前記(3)の合計(支給額、員数)の内訳としての社外役員の報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等の総額
社外取締役	2名	9百万円	—
社外監査役	2名	9百万円	—

※当社には親会社に該当する会社はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社はPwC京都監査法人との間で責任限定契約を結んでおりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16百万円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 47百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、関係部署及び会計監査人により資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の概要、監査時間等を勘案し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告することといたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案しつつ、業績に見合った利益還元を基本方針としております。

【当事業年度の剰余金の配当について】

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき55円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり75円となります。

【ご参考】 2019年度からの剰余金の配当の決定に関する方針変更について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的な配当の継続を重視したうえで、業績に応じた利益の還元を基本方針としております。この方針に基づき、2019年度を起点とする第4次中期経営計画の期間中（2019年度～2021年度）は、安定的な配当の継続として、1株当たりの年間配当金40円を下限に設定するとともに、業績に応じた利益還元として、連結ベースの総還元性向を50%以上とすることとし、株主の皆様への利益還元の強化を図って参ります。

(注) 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	166,266	流動負債	122,009
現金・預金	7,738	トレーディング商品	351
預託金	87,367	商品有価証券等	346
顧客分別金信託	87,000	デリバティブ取引	5
その他の預託金	367	信用取引負債	17,770
トレーディング商品	1,950	信用取引借入金	7,149
商品有価証券等	1,949	信用取引貸証券受入金	10,621
デリバティブ取引	1	有価証券担保借入金	16,043
約定見返勘定	344	有価証券貸借取引受入金	16,043
信用取引資産	53,197	預り金	38,146
信用取引貸付金	50,383	顧客からの預り金	36,115
信用取引借証券担保金	2,814	その他の預り金	2,031
有価証券担保貸付金	2,197	受入保証金	42,389
借入有価証券担保金	2,197	短期借入金	4,100
立替金	1,053	未払法人税等	1,364
短期差入保証金	9,932	賞与引当金	867
未収収益	1,447	その他の流動負債	974
その他の流動資産	1,041		
貸倒引当金	△ 5	固定負債	6,364
		社債	4,000
固定資産	12,630	繰延税金負債	1,848
有形固定資産	1,638	資産除去債務	360
建物	219	その他の固定負債	155
器具備品	865		
土地	541	特別法上の準備金	475
その他	12	金融商品取引責任準備金	475
無形固定資産	551		
ソフトウェア	551	負債合計	128,849
その他	0	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	10,440	株主資本	45,525
投資有価証券	9,397	資本金	10,004
長期差入保証金	684	資本剰余金	4,890
繰延税金資産	319	利益剰余金	32,333
その他	336	自己株式	△ 1,702
貸倒引当金	△ 295	その他の包括利益累計額	4,522
		その他有価証券評価差額金	4,522
		純資産合計	50,048
資産合計	178,897	負債・純資産合計	178,897

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		21,241
受入手数料		9,586
委託手数料	4,893	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	395	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	2,132	
その他の受入手数料	2,164	
トレーディング損益		8,915
金融収益		2,739
金融費用		290
純営業収益		20,951
販売費・一般管理費		15,427
取引関係費	2,377	
人件費	7,876	
不動産関係費	1,415	
事務費	2,459	
減価償却費	695	
租税公課	379	
その他	222	
営業利益		5,523
営業外収益		440
営業外費用		39
経常利益		5,924
特別利益		1
金融商品取引責任準備金戻入	1	
税金等調整前当期純利益		5,925
法人税、住民税及び事業税	1,594	
法人税等調整額	182	1,777
当期純利益		4,148
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		4,148

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

岩井コスモホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC 京都 監査法人

指定社員 公認会計士 松永幸廣 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 矢野博之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩井コスモホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩井コスモホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	826	流動負債	34
現金・預金	460	未払金	11
前払費用	0	未払費用	2
未収入金	365	未払法人税等	20
		その他の流動負債	0
固定資産	38,006	固定負債	2,059
有形固定資産	14	繰延税金負債	1,911
建物	2	その他の固定負債	147
工具、器具及び備品	0		
土地	12	負債合計	2,093
無形固定資産	0	(純資産の部)	
電話加入権	0	株主資本	32,481
投資その他の資産	37,991	資本金	10,004
投資有価証券	8,438	資本剰余金	4,890
関係会社株式	29,551	資本準備金	4,890
出資金	1	利益剰余金	19,289
その他	28	その他利益剰余金	19,289
貸倒引当金	△ 28	別途積立金	12,540
		繰越利益剰余金	6,749
		自己株式	△ 1,702
		評価・換算差額等	4,257
		その他有価証券評価差額金	4,257
資産合計	38,832	純資産合計	36,738
		負債・純資産合計	38,832

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,760
関係会社受取配当金	1,680	
グループ運営収入	80	
販売費・一般管理費		120
取引関係費	4	
人件費	26	
不動産関係費	8	
事務費	33	
減価償却費	0	
租税公課	20	
その他	26	
営業利益		1,639
営業外収益		262
営業外費用		5
経常利益		1,897
税引前当期純利益		1,897
法人税、住民税及び事業税	29	
法人税等調整額	△ 10	18
当期純利益		1,878

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

岩井コスモホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC 京都 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松永幸廣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢野博之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田村 透 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩井コスモホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

岩井コスモホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 三 谷 善 啓 ㊟

監 査 役 大 砂 裕 幸 ㊟

監 査 役 山 田 庸 男 ㊟

(注) 監査役 大砂裕幸及び監査役 山田庸男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場 ご案内図



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
基づき、より多くの人に見やすく読みまちが
えにくいデザインの文字を採用しています。

